

## 新ひだか町町民意見等の聴取手続に関する要綱

平成26年2月27日要綱第3号

### (目的)

第1条 この要綱は、町政運営に対する町民からの意見、提案、要望等（以下「町民意見等」という。）の聴取に関して基本的な事項を定めることにより、本町の重要な政策等の意思決定過程における町民参加機会の確保と町政運営に係る透明性の向上を図り、もって新ひだか町まちづくり自治基本条例（平成25年条例第1号）に基づく協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者及びこれに準ずるものとして実施機関が認めるものをいう。
- (2) 意見公募手続 本町の政策等に係る意思決定過程において、当該政策等に係る原案その他必要な事項を公表し、それに対する町民意見等を広く募集するとともに、聴取した町民意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う一連の手続をいう。
- (3) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道企業管理者をいう。

### (聴取対象案件)

第3条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、町民に及ぼす影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、あらかじめ町民意見等を聴取しなければならない。

- (1) 町政運営の基本となる条例の制定又は改廃
- (2) 町の基本的施策を定める行政計画、町政の個別分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定又はこれらの改廃
- (3) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

2 前項の場合において、当該案件が次の各号のいずれかに該当すると実施機関が認めるときは、この要綱に基づく町民意見等の聴取を行わないことができる。

- (1) 緊急を要するとき。

- (2) 実質的に裁量の余地がないとき。
- (3) 内容的に多くの意見等を聴取する必要がないとき。
- (4) 法令等に町民意見等の聴取手続が定められているとき。
- (5) 地方自治法に基づく直接請求の手続を経ているとき。

(聴取方法)

第4条 町民意見等の聴取は、次に掲げる方法のうち、実施機関が適当と認めるものを用いて行うものとする。

- (1) 意見公募手続
- (2) アンケート調査
- (3) 説明会の開催
- (4) 関係団体への意見照会
- (5) 町民参画による検討組織の設置

2 前項の規定にかかわらず、実施機関が特に必要と認める場合には、前項各号以外の方法を用いて町民意見等の聴取を行うことができる。

(事前協議等)

第5条 実施機関は、第3条第1項各号に該当する可能性のある案件が発生するときは、あらかじめ町民意見等の聴取に係る必要性等について企画課に協議しなければならない。

2 実施機関は、前項の事前協議を行ったときは、その結果を踏まえた上で町民意見等の聴取に係る必要性等を判断し、最終的な意思決定を行うものとする。この場合において、町民意見等の聴取に関する決裁手続を行うときは、必ず企画課長の合議を受けなければならない。

(意見公募手続)

第6条 実施機関は、意見公募手続により町民意見等を聴取するときは、あらかじめ次に掲げる事項を定めるとともに、これを公表した上で募集を行うものとする。

- (1) 政策等に係る趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等に係る原案の概要
- (3) 応募条件、応募方法、応募期限その他の町民意見等の聴取に必要な事項

2 前項の規定による公表は、町広報紙、町公式ホームページその他の広く町民に周知することができる媒体を用いて行うものとする。ただし、当該政策案の内容が膨大な情報量である場合など、媒体を用いた公表が困難であると実施機関が認

めたときは、当該政策案を所管する部署その他実施機関が適当と認める場所における閲覧の方法により公表することができる。

3 意見公募手続により町民意見等を聴取するときは、原則として30日以上の募集期間を設けて行うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、意見公募手続の実施に必要な事項は、案件ごとに実施機関が定める。

(アンケート調査)

第7条 実施機関は、アンケート調査により町民意見等を聴取するときは、あらかじめ対象者の範囲を定めるとともに、調査目的等を明示した上で対象者に協力を求めるものとする。

2 アンケート調査に係る調査票の作成に当たっては、なるべく簡易で解り易い表現を用いるとともに、直接配付や郵送等の手法によりできるだけ多くの対象者に調査票が行き渡るように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、アンケート調査の実施に必要な事項は、案件ごとに実施機関が定める。

(説明会の開催)

第8条 実施機関は、説明会を開催して町民意見等を聴取するときは、あらかじめ対象者の範囲を定めるとともに、できる限り多くの対象者が参加できるような日程や会場等の設定に努めるものとする。

2 説明会を開催する場合は、説明内容に関する参考資料を参加者に配付するとともに、当該資料の作成にあたっては、なるべく簡易で解り易い表現を用いるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、説明会の実施に必要な事項は、案件ごとに実施機関が定める。

(関係団体への意見照会)

第9条 実施機関は、関係団体への意見照会により町民意見等を聴取するときは、政策等の実施が各分野に及ぼす影響等を十分に考慮した上で、できるだけ広い範囲に照会するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、関係団体への意見照会の実施に必要な事項は、案件ごとに実施機関が定める。

(町民参画による検討組織の設置)

第10条 実施機関は、町民参画による検討組織を設置して町民意見等を聴取するときは、町民が自発的に当該組織による協議に参画することができる仕組みを構築するとともに、参画しやすい環境づくりに努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町民参画による検討組織の設置に必要な事項は、案件ごとに実施機関が定める。

(聴取した町民意見等の取扱い)

第11条 実施機関は、町民意見等を聴取したときは、その内容に基づく検討を行い、当該政策等への反映について適切に判断するものとする。ただし、聴取した町民意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、検討の対象外とすることができる。

(1) 聴取対象案件以外の事項に関するものであるとき。

(2) 内容が不明瞭で、判読が困難であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が不相当と認めるとき。

2 実施機関は、前項の規定による検討が終了したときは、必要に応じてその内容を公表することができる。この場合において、当該公表内容の作成に当たっては、個人情報の流出やプライバシーの侵害等が発生することのないよう、十分に留意するものとする。

3 第6条第2項の規定は、前項の公表について準用する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、町民意見等の聴取に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。